

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県監査委員

○ 監査公表四件

福島県監査委員

二

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。
平成24年11月27日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之

- 1 監査実施期間 平成24年9月6日～平成24年10月18日
- 2 監査対象機関 本庁15箇所、公所16箇所
- 3 監査の結果

監査は、平成23会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 知事直轄

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
知事直轄	平成24年9月21日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年8月29日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。

(知事公室)

(2) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
総務部	平成24年10月16日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年9月7日 ～ 平成24年9月13日
県北地方振興局	平成24年9月6日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年7月17日 平成24年7月18日
県中地方振興局	平成24年9月6日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年7月26日 平成24年7月27日
県南地方振興局	平成24年9月12日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年7月24日 平成24年7月25日
会津地方振興局	平成24年9月11日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年7月24日 平成24年7月25日
南会津地方振興局	平成24年9月11日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年7月12日 平成24年7月13日
相双地方振興局	平成24年9月7日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年7月19日 平成24年7月20日
いわき地方振興局	平成24年9月11日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年7月19日 平成24年7月20日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・内部牽制^{けんせい}が十分に機能していないため、支出事務の処理に適切を欠いているものがある。

「事実」

廃棄物処分委託料やガス管取替工事代金の支払など履行期が到来した確定債務について、確認が不十分なことから出納整理期間内での支出事務が完了せず、適正な支払時期を大幅に超えて本庁で支出事務を行っているものが複数認められる。

需用費(修繕料) 1件 4,281,900円
 役務費 1件 2,000円
 委託料 4件 477,375円
 工事請負費 1件 2,895,900円

「是正・改善等の意見」

支出事務の執行に当たっては、適切な事務処理と必要な内部牽制^{けんせい}が的確に行われるようチェック体制を強化するとともに、会計事務担当職員はその職責や役割を十分理解し、事務処理方法等の改善を図ること。

- ・超過勤務手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

(県中地方振興局)

職員 A に係る超過勤務手当について、運転業務などに従事しているにもかかわらず、支給されていないものがある。

正当支給額 979,084円

既支給額 721,162円

不足支給額 257,922円

「是正・改善等の意見」

超過勤務手当の支給に当たっては、職員に制度内容、支給要件等を十分周知するとともに、

チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。(会津地方振興局)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・国からの交付金について、平成23年度内に減額調定をすべきだったにもかかわらず収入未済として繰り越し、平成24年度になってから減額調定を行っている。(文書管財総室)
- ・行政財産使用料5件、土地貸付料10件の収入調定について、平成23年4月1日に行うべきところ平成23年6月21日に調定している。また、行政財産使用許可に伴う4、5、6月分の管理経費について、算定の都度直ちに収入調定すべきところ、平成23年8月1日に調定している。(県中地方振興局)
- ・平成22年11月から平成23年2月において期限後申告された県たばこ税について、不申告加算金の決定及び調定を行い、遅滞なく申告納税者に通知すべきところ、翌年度に繰り越して実施している。(県中地方振興局)
- ・平成23年度に実施した県税の欠損処理のうち4名分(697,600円)について、十分な事実確認等を実施しないまま、引き続き滞納処分の停止に該当する状況にあるとして欠損処理を行っている。(県中地方振興局)
- ・個人事業税5件について、事業内容の照会が遅れ、また、後に事業内容が判明し課税が可能となったにもかかわらず、課税(345,400円)が行われていない。(県中地方振興局)
- ・平成23年7月21日に時効となる滞納県税(1名分56,000円)について、当該時効前に滞納処分の停止に該当する状況が継続しているかどうかなどの調査を行うべきところ、実施していない。また、平成23年6月から10月に実施した滞納処分の停止(滞納県税19名分1,508,507円)について、該当者の直近の収入及び財産等を調査すべきところ、前年度実施の調査結果を用いている。(県南地方振興局)
- ・合同庁舎敷地内に設置されている電力支柱1本について、平成23年3月31日以前の分の使用許可が行われていない。(会津地方振興局)
- ・職員公舎敷地内に設置されている電話柱4本、支線4本、支柱1本について、貸付事務手続が行われないうちで使用させていた。(いわき地方振興局)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
企画調整部	平成24年10月12日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年9月6日 ～ 平成24年9月19日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・超過勤務手当が不足支給(2人33,920円)となっている。(文化スポーツ局)

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
生活環境部	平成24年9月20日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年8月17日 ～ 平成24年8月22日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・雑入(市町からの平成22年度災害救助費に係る返還金6,476,166円)の調定について、平成23年12月に収入原因が発生しているにもかかわらず、平成24年3月6日に行っている。(県民安全総室)
- ・賃金が過支給(1人23,031円)となっている。(環境保全総室)

(5) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日

保健福祉部	平成24年10月17日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年9月6日 ～ 平成24年9月19日
県北保健福祉事務所	平成24年9月7日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年7月3日 平成24年7月4日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・補助金の支出負担行為について、交付決定時に出納機関の確認を受けていない。(生活福祉総室)
 - ・超過勤務手当が不足支給(1人11,730円)となっている。(自立支援総室)
 - ・補助金において、額の確定による返還金(26,000円)が納期限までに納入されていないにもかかわらず何ら対応をせず、納期限から8か月経過後に雑入で受け入れしている。(自立支援総室)
 - ・保育士登録業務委託料の支払が3か月以上遅延している。(自立支援総室)
 - ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(健康衛生総室)
 - ・補助金の支出負担行為について、交付決定時に出納機関の確認を受けていない。(健康衛生総室)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
商工労働部	平成24年10月18日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年9月14日 ～ 平成24年9月19日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・債務負担行為の設定について、適切でないものがある。

「事実」

平成24年3月26日に決定した甲株式会社への戦略的企業誘致補助金について、予算として定めていない債務負担行為を設定している。

「是正・改善等の意見」

債務負担行為の設定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。(産業振興総室)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・県有特許権許諾実施契約における実施料一時金(19,340円)について、契約直後に調定すべきところ8か月以上遅延して行われたため、収入が遅延した。(商工労働総室)
- ・公用自動車の不用を決定し廃棄手続をする際に、支出となる廃車費用と収入となる売払い代金の見積りを徴取せず無償で業者に廃車を依頼し、収入と支出の事務手続をしないまま廃車処分している。(観光交流局)

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
農林水産部	平成24年10月15日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年9月6日 ～ 平成24年9月19日
県北農林事務所	平成24年9月7日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年7月26日 平成24年7月27日
南会津農林事務所	平成24年9月12日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年7月19日 平成24年7月20日
いわき農林事務所	平成24年9月11日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年7月17日 平成24年7月18日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・県有特許権実施契約経常実施料(2件154,255円)の収入について、納入通知書を発行期限までに発行しておらず、また、納期限経過後に未納が判明した場合に行われるべき督促も行わなかった等適正を欠く事務処理となっている。(農林水産総室)
- ・購入した物品(229,950円)について、物品管理簿の整理及び備品番号の付与がされていない。

- ・委託料の支払に当たり、適法な請求書を受理したにもかかわらず、契約に定める支払期限を3か月以上遅延して支払っている。(南会津農林事務所)
- ・旅費(46件30,550円)及び超過勤務手当(6人59,166円)が不足支給となっている。(南会津農林事務所)
- ・購入した物品(233,100円)について、物品管理簿の整理及び備品番号の付与がされていない。(いわき農林事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
土木部	平成24年9月14日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年8月20日 ～ 平成24年8月27日
県北建設事務所	平成24年9月6日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年7月12日 平成24年7月13日
県中建設事務所	平成24年9月6日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年7月10日 平成24年7月11日
いわき建設事務所	平成24年9月12日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年7月3日 平成24年7月4日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・国庫交付金の返還事務に適切でないものがある。

「事実」

平成22年度電源立地地域対策交付金に係る平成23年度返還事務(返還金192,562,569円)において、4日間遅延したために延滞金231,075円を平成24年度予算から支出している。

「是正・改善等の意見」

国庫交付金の返還事務の執行に当たっては、チェック機能を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。(土木総室)

- ・収入の会計年度所属区分に誤りがある。

「事実」

甲団体に平成24年4月1日から平成24年6月30日まで使用許可した行政財産の土地の使用料482,482円について、平成24年4月に調定して平成24年度の収入とすべきところ、平成24年3月に調定を行い、平成23年度の収入としている。

「是正・改善等の意見」

収入の会計年度所属区分については、関係規程に基づき適切な年度とすること。

(県北建設事務所)

- ・道路敷占用料の調定期間に著しく遅延しているものがある。

「事実」

道路敷占用料14件14,887,628円について、定例調定を4月1日に行うべきところ、3か月以上遅延して行っている。

なお、当該定例調定について、決算での収入未済額が4件2,062,431円生じている。

「是正・改善等の意見」

道路敷占用料の定例調定に当たっては、関係規程に基づき適切に行うこと。

(県北建設事務所)

- ・道路敷占用料の収入未済が多額で、調定、徴収等の手続に適切でないものがある。

「事実」

現年度分の道路敷占用料について、督促の遅延等により、決算での収入未済額が28件561,729円と多額になっている。

また、うち1件453,729円については、平成23年4月1日施行の占用料改定を適用した正当な占用料への変更調定を行うべきところ、調査日(平成24年7月13日)現在においても行っておらず、収入未済額が多額となった大きな要因となっている。

「是正・改善等の意見」

道路敷占用料については、収入未済が生じないよう、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適切に調定、徴収等を行うこと。(県北建設事務所)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・前年度の定期監査において、4件の旅費が支給されていないため口頭指導を受けたにもかかわらず、是正されていない。(河川港湾総室)
- ・報償費及び旅費の支払に3か月以上遅延しているものがある。(都市総室)
- ・公用自動車の更新に伴う廃棄手続において、売却の検討をせずに業者に引き渡しているものがある。(県北建設事務所)
- ・工事請負契約の変更において、工期延長の変更契約を行う際に直前の軽微な変更を含めて締結すべきところ、これを行っていない。(県北建設事務所)
- ・現年度分の河川敷占用料について、決算での収入未済額が18件253,000円あり、督促も8か月以上遅延して平成24年2月に行われたに過ぎず、それ以上の徴収活動がほとんど行われていない。(県北建設事務所)
- ・購入した郵便切手の支払に当たり、正当な請求書を受理したにもかかわらず事務処理が遅延し、再度請求書を提出させて支払処理を行うことにより支払時期が遅延している。(県中建設事務所)
- ・超過勤務手当が不足支給(3人11,433円)となっている。(県中建設事務所)
- ・請負工事において、軽微な変更以外の工事内容の変更についてはその都度変更契約を締結すべきところ、工事内容変更伺で処理している。(県中建設事務所)
- ・旅費(209件158,600円)及び超過勤務手当(3人30,015円)が不足支給となっている。(いわき建設事務所)

(9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
出納局	平成24年9月21日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年8月27日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(10) 議会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
議会事務局	平成24年9月21日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年8月17日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(11) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
教育庁	平成24年9月18日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年8月17日 ～ 平成24年8月24日
美術館	平成24年9月6日	亀岡 義尚	高野 宏之	書面監査	平成24年5月8日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(教育総務課)
- ・自己啓発等休業から復職した教員の通勤手当について、事実関係の確認が不十分であったため支給開始月の指導を誤り、不足支給(29,100円)となっている。(職員課)
- ・補助事業の実績確認に適切でないものがある。(社会教育課)
- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(社会教育課)
- ・超過勤務手当が不足支給(3人66,842円)となっている。(文化財課)
- ・超過勤務手当が不足支給(3人11,543円)となっている。(義務教育課)
- ・報酬が不足支給(2人21,066円)となっている。(高校教育課)
- ・補助金について、実績報告書を受理した日から半年後に成果確認及び額の確定を行っており、その結果、補助金の支出時期が実績報告書受理の8か月後と大幅に遅延している。(健康教育課)
- ・旅費の支払が3か月以上遅延しており、適切な時期に旅費が支払われるようなチェック体制が不十分であるため、前年度と比べて改善されていない。(健康教育課)
- ・平成22年度に概算払いを受けた国の補助金について、額の確定に伴う補助金返還が納付期限を過ぎて行われたため、平成23年度に延滞金(982円)の請求を受け支払っている。(健康教育課)
- ・報償費及び旅費の支払が3か月以上遅延している。(健康教育課)
- ・業務委託契約において、仕様書に基づき受託者が提出することになっている書類の提出がなく、ま

- た、提出の指示も行われていない。 (健康教育課)
 ・ 公衆電話ボックスについて、土地の使用許可を行っているが管理経費を徴収していない。 (美術館)

(12) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
警察本部	平成24年9月19日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年8月17日 ～ 平成24年8月24日
会津若松警察署	平成24年9月11日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年5月22日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(13) 監査委員

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
監査委員事務局	平成24年9月21日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年8月29日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	平成24年9月21日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年8月27日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(15) 労働委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	平成24年9月20日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年8月29日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第23号

平成24年8月24日監査公表第15号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年11月27日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 24財第1421号
 平成24年9月28日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成24年8月6日付け24福監第82号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 会津農林事務所
 監査対象年度 平成23年度
 監査実施年月日 平成24年7月27日

指 摘 事 項	措 置 状 況

<p>「指摘事項」 旅費及び超過勤務手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 1 「早朝出発等定額」の支給されていない旅費が、148件（97,500円）ある。 2 職員Aほか9名に係る超過勤務手当について、時間外に運転業務などに従事しているにもかかわらず支給されていないものがある。</p> <p style="margin-left: 40px;">正当支給額 190,995円 既支給額 0円 不足支給額 190,995円</p> <p>「是正・改善等の意見」 旅費及び超過勤務手当の支給に当たっては、職員に制度内容、支給要件等を十分周知するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>「事実」1 ・平成24年9月26日：会津農林事務所において追給処理済みです。</p> <p>「事実」2 ・平成24年9月26日：農林総務課において追給処理済みです。</p> <p>（再発防止の取組） 今後は、支給漏れがないよう支給要件等を十分確認するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うようにいたします。</p>
--	--

- 2 監査対象機関 県南建設事務所
 監査対象年度 平成23年度
 監査実施年月日 平成24年7月27日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 時間外の運転業務に係る超過勤務手当について、職員Aほか39名分が支給されていない。</p> <p style="margin-left: 40px;">正当支給額 167,013円 既支給額 0円 不足支給額 167,013円</p> <p>「是正・改善等の意見」 超過勤務手当の支給に当たっては、支給要件を十分確認するとともに、チェック体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今回の超過勤務手当の不足については、平成24年8月21日までに所定の追給手続にしたがって、適正に処理いたしました。</p> <p>今後は、職員に対して関係規程を遵守するよう周知及び指導を徹底するとともに、各部及び事務所全体でチェック体制を強化し、超過勤務手当の適正な執行を行うよう取り組んでまいります。</p>

（監査総務課）

監査公表第24号

平成24年9月14日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

24年11月27日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 24財 第 1381号
 平成24年10月3日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成24年9月12日付け24福監第106号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 会津若松建設事務所
 監査対象年度 平成23年度
 監査実施年月日 平成24年8月2日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 負担金の調定時期に著しく遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 電線共同溝整備工事に伴う占用予定者の負担金について、平成22年3月31日に策定した費用負担額を含む整備計画に基づき、毎年度、調定を行うべきところ、平成24年2月21日に一括調定している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 負担金の調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>電線共同溝の負担金については、各占用者が適切な時期に納入するための予算措置を講じられるよう整備計画を早めに策定するとともに、当該計画に基づき、毎年度確実に調定を行うこととしました。</p>

(監査総務課)

監査公表第25号

平成24年9月14日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年11月27日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 24教財第465号
 平成24年10月17日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 様

福島県教育委員会委員長 遠 藤 由美子 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成24年9月12日付け24福監第106号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

県中教育事務所

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部牽制が不十分なため、事務執行において著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 工事請負及び委託において、契約事務手続を行わないまま業者に工事等をさせているものがあるため、工事請負及び委託各1件については、工事等の実績があるものの、当該部分の予算執行未了のまま全額不用残としている。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>職員の法令遵守意識の改善を図るとともに、内部牽制機能を強化するため、以下について取り組むことにより、再発防止に努めます。</p> <p>(1) 業務チェックリストを作成し、管理職が処理期限や進捗状況を把握する。また、業務に</p>

予算科目	予算現額	ついて、上司や同僚に相談できる体制を整備する。 (2) 事務担当者打合せ等を活用して、各担当の業務状況や見通し及び課題等について報告させる。 (3) 正・副担当制を徹底する。
委託料	746,000円	
工事請負費	8,075,000円	
「是正・改善等の意見」 事務の執行に当たっては、適時適切な事務処理が行われるよう内部牽制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。		

(監査総務課)